

# 旭が丘小学校 P T A 細則

## 第一条 【選出規定】

役員・委員の選出に当たっては次の優先順位に従い保護者から選出することとする。  
会の円滑な運営を考慮し、P T A 会長への立候補は過去の役員経験者のみとするが、P T A 会長以外の本部役員及び、広報部・体育部・ベルマーク部・学年活動部・保護者部の各専門部三役(以下、P T A 会長以外の役員等)への立候補はこの限りではない。  
但し、P T A 会長以外の役員等に立候補がなく抽選となった場合は、会員歴2年以下(=当校卒業の兄弟のいない当年度1～2年生、及び年度末時点で転入2年未満まで)の保護者会員は原則として選出候補から除外する。

保護者部地区委員は、各地区より原則として2名以上選出する。選出人数は地区の人数構成により定める(概ね2～4名)。

各地区の地区委員も次の優先順位に従い保護者から協議・選出することとする。

- ・第 1 候補…立候補した会員及び該当年度の委員に決定している会員
- ・第 2 候補…当校及び他の小学校にて、過去に役員・委員ともに未経験の会員
- ・第 3 候補…他の小学校で役員・委員を経験(=証明できる資料等必要)、及び、当校にて該当年度の前々年度以前に委員を経験した会員
- ・第 4 候補…当校にて該当年度の前年度に委員を経験した会員
- ・第 5 候補…当校にて該当年度の前々年度以前に各専門部の副部長又は書記を経験した会員
- ・第 6 候補…当校にて該当年度の前年度に各専門部の副部長又は書記を経験した会員
- ・第 7 候補…当校にて該当年度の前々年度以前に各専門部の部長又は本部役員を経験した会員
- ・第 8 候補…当校にて該当年度の前年度に各専門部の部長又は本部役員を経験した会員
- ・第 9 候補…会長に承認された免責理由の会員(事前に書面による審査が必要)
- ・第 10 候補…当校にて会長・顧問を経験、及び市P連への派遣を経験した会員

## 第二条 【役員候補の選出】

- 1 各学年の次年度の役員候補は、学年活動部が選出する。
- 2 市P連への派遣は白子中ブロック会議での申し合わせ事項により、次の通りの輪番制で派遣することとしている。

令和6年度=旭が丘小学校

令和7年度=桜島小学校

令和8年度=稲生小学校

白子中ブロック会議での申し合わせ事項により、市P連への派遣者(世帯)は白子中ブロック内においてその後の単Pでの役員職を免除することとしている。

市P連との申し合わせ事項により、市P連への派遣者の選出については、単Pでの役員経験者とする。

なお、任期については市P連の会則に準ずる。

## 第三条 【個人情報の取り扱い等について】

- 1 本会は、P T A 活動を円滑に運営するため、あらかじめ学校長が保護者から同意を得た次の項目の個人情報を学校と共有して保有する。
  - ① 保護者名、② 児童名、③ クラス、④ 地区名

- 2 会員は、本会が保有する個人情報に変更が生じた場合は、速やかに学校へ届け出なければならない。  
学校は、会員から届け出のあった変更内容を、速やかにPTA役員・委員へ通知しなければならない。
- 3 会員は、入手した個人情報をPTA活動以外の他の目的での使用や、第三者へ漏洩したり、紛失したりしてはならない。万一紛失した場合は、速やかに学校長及びPTA会長に届け出なければならない。
- 4 会員は特別な理由がない限り、PTAメール配信システムに登録し、児童の安全安心に対する速やかな連絡網の確立に協力することとする。なお、PTAメール配信システムに登録されたメールアドレスは、ニュータイプシステムズ株式会社横浜支社（横浜市都筑区中川中央1-5-9）において、個人が特定されない仕組みで厳重に管理されている。

#### 第四条 【出張旅費】

##### 出張旅費規程

役員・委員がPTA活動のため、校区外へ自家用車や公共交通機関を利用して移動した場合で会長が認めた場合に限り、交通費を支給することができる。

(但し他の規程との二重請求は不可)

なお、自家用車を使った場合のガソリン代は、該当年度の市P連の交通費規程と同じとする。

→自家用車使用=20円×実キロ数（但し、同乗の場合は支給しない）

#### 第五条 【プール開放運営委員会】\*プール開放開催時

- 1 夏休みのプール開放の時期のみ設置する。
- 2 委員長はPTA会長とする。
- 3 体育部員が運営委員となる。
- 4 開放日の監視員兼指導員は、有償で外部に委託する。
- 5 体育部員及び6年生の保護者全員は、救命法を受講する。
- 6 開放日には、6年生の保護者全員が当番制で監視補助員となる。
- 7 計画立案は体育部が担当する。

#### 第六条 【附則】

この細則は平成24年4月21日より実施する。

令和2年1月22日一部改定

令和4年3月24日一部改定